「GPU トライアルプログラム」 利用規約

「GPU トライアルプログラム」（以下「本サービス」といいます）は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）が定める条件を満たす法人の方々に提供する GPU シェアリングです。本サービスをご契約いただく方は、本規約を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

第 1 条（定義）

（1） 「サービス利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する日本国に本店を構える法人をいいます。
（2） 「成果物等」とは、契約者が本サービスを使用した結果生成された成果の総称をいいます。
（3） 「契約者」とは、サービス利用希望者のうち、弊社の審査を経て、本サービスの利用が可能となった法人をいいます。
（4） 「ID 等」とは、本サービスを利用するために必要な ID、パスワード等をいいます。

第 2 条（サービス内容および規約の適用）

1. 本サービスは、弊社が準備する GPU を、契約者が弊社の指定する期間中、別途弊社が定める方法にて利用できるサービスの、有償サービス実施に向けたトライアルサービスです。
2. 本サービスの SLA その他サービスの仕様等は、契約時に提示いたします。変更がある場合、弊社は契約者に対してメールにて通知を行うものとします。
3. 本規約は、本サービスの利用に関し適用されます。
4. 弊社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。この場合、弊社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期の前に、弊社の Web サイトへの掲示または電子メール等、弊社が適当と判断する方法により契約者に周知するものとします。

第 3 条（申込）

1. サービス利用希望者は、別途弊社の定める手続きに基づき、本サービスの申し込みを行うものとします。
2. 弊社は、サービス利用希望者が以下に該当する場合、または該当するおそれが高いと弊社が判断した場合、申し込みを承諾しない場合があります。また、弊社は、申し込みを承諾しなかった場合の理由について、サービス利用希望者に対して開示する義務を負いません。
   （1） 申し込みにあたり虚偽の記載、誤記、記入漏れまたは入力漏れがあった場合
   （2） 過去に本サービスまたは弊社の提供するサービスの利用停止または失効を受けた場合

（3）過去に本サービスまたは弊社の提供するサービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合
（4）サービス利用希望者が日本国外の法人である場合
（5）弊社の求める書類等の提示がない場合
（6）不適切または不正な申込み等、本サービスを利用する意思のない申込みであると弊社が合理的に判断した場合
（7）その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たすと、弊社が合理的に判断した場合

3. サービス利用希望者は、本規約別紙に定める事項につき、申し込み時点で該当せず、また利用中に該当しないことを表明し保証するものとします。

第 4 条（契約の成立）

1. 弊社は、サービス利用希望者からの申し込みを受け付けた後、提出された書類等をもとに弊社の基準において精査を行うものとします。
2. 精査の結果、サービス利用希望者からの申し込みを承諾する場合、別途弊社の指定する方法により通知するものとします。当該通知をもって契約が成立するものとします。

第 5 条（解約）

1. 契約者は、本サービスの解約を希望する場合、別途弊社の定める方法にて解約を申し出るものとします。
2. 弊社は、前項に基づく解約の申出を受けた場合または契約期間が満了した場合、当該契約者にかかる利用契約の解約を行うものとします。解約が行われた時点で本サービスの利用は終了します。この場合、本サービス上に契約者が保存した情報についても同時に消去され、復旧は行えません。なお、弊社は、契約者の情報について、一定期間保管するものとし、契約者が再度本サービスを申し込んだ場合、過去の契約者に関する情報や利用状況を参照し顧客精査を行うものとします。

第 6 条（本サービスの利用停止）

1. 弊社は、契約者が以下の各号の一に該当し、または該当するおそれが高いと判断した場合、事前に通知することなく、直ちに当該契約者の本サービスの利用資格の全部または一部を停止します。
（1）契約者が第 3 条第 2 項各号の定めに該当した場合
（2）契約者が第 10 条に定める禁止行為を行った場合
（3）契約者が第 11 条の定めに該当した場合
（4）契約者が弊社に対して負担する他のサービスに関する料金その他の支払債務の履行遅延または不履行があり、相当な期間を定めた催告をしてもなお是正されない場合
（5）支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
（6）本契約に違反した場合

（7）契約者が、弊社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等の行為を行い、弊社の業務に支障を来たした場合
（8）その他、契約者として不適切、または本サービスもしくは弊社の提供するサービスの提供に支障があると弊社が合理的に判断した場合

2. 契約者が弊社と本サービスを複数契約している場合、いずれかの契約についてその利用資格が停止または失効となった場合、弊社は契約者が締結するほかの全ての契約についてもその利用資格を停止または失効します。
3. 本条に定める利用停止後、別途弊社の定める期間を超過してもなお利用停止事項が解消されない場合、本サービスの利用契約は終了します。なお、弊社は、弊社の判断により、本項に定める期間の経過を待たずに、または期間を設定せずに利用契約を終了させることができます。

第 7 条（利用料金）

本サービスはトライアルのため、利用料金は発生しません。

第 8 条（支払方法）

本契約の定めに基づき弊社が契約者に対して賠償等を請求する場合、弊社は契約者に対して請求書を発行します。契約者は当該請求書について、請求書に記載の期日までに別途弊社の定める方法にて支払うものとします。振込手数料は契約者の負担とします。

第 9 条（環境）

1. 契約者は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 弊社は、契約者が本サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更または追加したり、本サービスの提供方法を変更したりする義務を負いません。
3. 本サービスは仮想サーバー上で提供されます。本サーバーの設置場所その他の情報については開示せず、契約者が立ち入ることはできません。

第 10 条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為、そのおそれのある行為、またはこれらの行為を幇助する行為を行ってはなりません。
（1）本規約第 11 条に該当する行為
（2）著作権、その他の知的財産権を侵害する行為

（3）財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
（4）差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または名誉・信用を毀損する行為
（5）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
（6）猥褻、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為
（7）薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為
（8）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為
（9）事実に反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為
（10）法令に違反または抵触する行為
（11）本サービスを第三者（契約者の親会社、子会社、親会社の子会社などを含みます。本条において以下同じ）に利用させる行為
（12）本サービスを第三者のために使用する行為
（13）本サービス、または第三者が管理するサーバー等の設備の運営を妨げる行為
（14）無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の契約者もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
（15）コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為
（16）他の契約者になりすまして本サービスを利用する行為。
（17）違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請負、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。
（18）人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の契約者もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
（19）暗号資産等のマイニング行為
（20）軍事目的での使用およびキャッチオール規制の対象となる行為
（21）日本国外から本サービスを利用する行為
（22）GPU その他の設備に過度な負荷を継続的に与え、設備の故障、劣化等を早める行為
（23）弊社システムの設備、環境等に対するリバースエンジニアリング、逆アセンブル、改変、解析等を行う行為
（24）法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。
（25）前各号に定める行為を助長する行為。
（26）前各号に該当するおそれがあると弊社が合理的に判断する行為。
（27）その他、弊社が不適切と合理的に判断する行為。

第 11 条（輸出管理）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、外国為替及び外国貿易法（外為法）、米国輸出管理規則（EAR）その他適用される輸出管理関連法令および経済制裁関連法令を遵守するものとします。また、契約者は、自ら、その親会社、子会社、実質的支配者、役員その他契約者を直接もしくは間接に所有もしくは支配する者または契約者が直接もしくは間接に所有もしくは支配する者が、日本、米国その他関係国の輸出管理関連法令または経済制裁関連法令に基づく規制対象者に該当しないことを表明し、保証するものとします。また、契約者は、本サービスの利用により生成または取得した成果物、情報、データ、学習済みモデルその他これらに類するものを第三者に譲渡、提供、貸与、利用許諾、輸出、再輸出その他の方法により移転または利用させる場合、輸出管理関連法令等を遵守するものとします。弊社は、輸出管理上必要と合理的に判断した場合、契約者に対し、当該第三者、用途、提供先その他当該譲渡、提供または利用許諾等に関する情報または資料の提出を求めることができるものとします。
2. 弊社は、サービス利用希望者について、輸出管理上必要な審査を実施します。また、契約者についても、弊社が別途必要と判断する場合、輸出管理上必要な審査を実施します。
3. 弊社は、当該審査の結果、サービス利用希望者または契約者への本サービスの提供、契約者による本サービスの利用、または契約者による成果物等の第三者への移転もしくは利用が輸出管理関連法令または経済制裁関連法令に違反し、または違反するおそれがあると合理的に判断した場合、申し込みの拒否、本サービスの停止または契約の解除を行うものとします。
4. 契約者は、前各項の審査に必要な情報の提供その他合理的な協力を行うものとします。また、契約者が本条第１項の表明保証の内容に変更が生じた場合、規制対象者に該当した場合、その他輸出管理上重大な事由が発生した場合、直ちに弊社に対して通知するものとします。

第 12 条（データの保護および保証）

1. 本サービス上にデータを保管できる場合、契約者は自己の責任にてデータを保管します。
2. 弊社は、本サービスに係るデータの消失又は毀損に起因して契約者が被った損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わず、データが消失又は毀損した場合に、これを復元する義務を負いません。
3. 契約者は、本サービスの利用に関連し使用する情報について、その使用等が第三者の権利または法律上保護される利益の侵害をしないこと、または権利者から許諾を得ていることを保証するものとします。また、本サービスを利用したことで生成される情報にかかる権利は、契約者または正当な権利者に留保されるものとする。
4. 契約者による本サービスの利用に関連し、第三者との間で権利に関する紛争が発生した場合、契約者は自己の費用と責任において一切を処理解決するものとします。この場合において弊社に損害が生じた場合、契約者は弊社の損害を補償するものとします。
5. 契約者は、本サービスにいかなる個人情報も投入しないものとします。

第 13 条（弊社が管理する設備の修理または復旧）

1. 本サービスの利用中に契約者が弊社の管理する設備、システムまたは本サービスに異常、故障または障害を発見した場合、契約者は、契約者自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、弊社の管理する設備もしくはシステムの修理または本サービスの復旧を弊社に請求できるものとします。
2. 弊社の管理する設備、システムまたは本サービスに異常、故障または障害が生じあるいは弊社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、本サービスを提供できないことを弊社が知った場合、弊社は速やかにその設備またはシステムを修理し、本サービスを復旧するよう努めるものとします。

第 14 条（本サービスの提供の制限）

1. 天災、地変、サーバーテロその他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、弊社の管理する設備またはシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により契約者に対する本サービスの提供の全部または一部を制限することができます。なお、弊社は、本項の規定により本サービスの提供を制限する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に契約者にその旨を通知または弊社の Web サイト上に掲示するものとします。ただし、かかる本サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではありません。
2. 弊社は、法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合、またはその他弊社の責に帰すべからざる事由による場合、事前に契約者に通知することなく、自らの判断により契約者に対する本サービスの提供の全部または一部を制限できるものとします。
3. 弊社は、前各項の本サービスの提供の制限によって生じた契約者の損害につき一切責任を負いません。

第 15 条（ID 等の管理）

1. 契約者は、ID 等の管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、ID 等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはなりません。
3. 契約者は、ID等について第三者の不正な利用等が行われないよう、セキュリティを確保しなければなりません。契約者による ID 等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による ID 等の使用により発生した一切の損害および費用等については、かかる第三者による ID 等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て契約者の負担とします。
4. 契約者は、ID 等の失念があった場合、または ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. 契約者は、自らの ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたはそのおそれのある場合、弊社自らの裁量により契約者の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 16 条（責任）

契約者が、本サービスを利用して入手した情報に関連して、第三者との間で紛争が生じた場合、または第三者に対して損害を与えた場合、契約者の費用と責任においてかかる紛争を解決または損害を賠償するものとします。この場合において弊社に損害が生じた場合、契約者は弊社の損害について賠償するものとします。

第 17 条（秘密保持）

契約者は、本サービスに関連して測定した性能評価（ベンチマークテスト結果を含みますがこれに限りません）、仕様、または不具合に関する情報を、弊社の事前の承諾なく第三者に開示または公表してはならないものとします。

第 18 条（契約者情報の取り扱い）

1. サービス利用希望者は、本サービスへの申し込み手続きにおいて、弊社からの契約者情報の提供の要請に応じて、正確な情報を弊社に提供するものとします。また、契約者がすでに弊社に届け出ている契約者情報に変更が生じた場合、弊社が別途指定する方法により、直ちに弊社に対して契約者情報の変更を届け出るものとします。
2. 弊社は、契約者情報をプライバシーポリシー（https://www.sonynetwork.co.jp/corporation/privacy/）に基づき、個人情報保護管理者であるセキュリティ委員長の責任のもとで善良なる管理者としての注意を払って管理するものとします。
3. 契約者は、弊社が契約者情報を、本サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
4. 契約者は、弊社が契約者情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号および第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第5号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。
   （1）弊社が契約者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で通知・連絡する場合
   （2）弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、または契約者がアクセスした弊社の Web サイト上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合
   （3）弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者情報の統計分析を行い、契約者を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
   （4）法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合
   （5）契約者から事前に同意を得た場合
5. 前項第2号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではありません。

6. 契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求するものとします。
7. 弊社は、契約者情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは消去、契約者情報の利用目的の通知、第三者への提供の停止、または第三者提供記録に関する契約者情報の開示等の請求手続きの問い合わせについては、本則の末尾に定める個人情報取扱窓口にて受付けるものとします。
8. 弊社は、前項に定める以外の契約者からの契約者情報に関しての問い合わせについては、本則の末尾に定めるお問い合わせ窓口にて受付けるものとします。

第 19 条(免責)

1. 弊社は、本サービスの内容、ならびに契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、本サービスを通じて登録、提供または収集された契約者の情報の消失、その他本サービスに関連して発生した契約者の損害について、弊社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。
3. 弊社および弊社の委託先以外の第三者の責に帰すべき事由によって、契約者が本サービスの全部または一部を利用できないことにつき、弊社は一切の責任を負わないものとします。弊社または弊社の委託先の故意または重過失により契約者に損害を与えた場合、直接かつ通常の損害につき、金 1 万円を上限として損害を賠償するものとします。

第 20 条(監査)

契約者は、弊社または弊社の指定する第三者が、契約者による本サービスの利用(成果物等の使用方法を含むがこれに限りません)が本規約または適用される輸出管理関連法令および経済制裁関連法令に違反していないか等を監査する場合があることをあらかじめ認識するとともに、当該監査が実施される場合には合理的範囲で協力するものとします。

第 21 条(反社会勢力の排除)

1. 契約者は、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という)第 2 条第 2 号に定義される暴力団、暴対法第 2 条第 6 号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 契約者は、本サービスの利用契約に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、保証します。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為

3. 弊社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、又は、本サービスの利用契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

第 22 条（譲渡禁止）

契約者は、弊社が別途定める手続きによる場合を除き、または弊社の事前の同意を得ることなく、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

第 23 条（分離可能性）

本規約について、いずれかの条項またはその一部が、日本または契約者の本店所在地が所在する国の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約のその他の部分については継続して効力を有するものとします。

第 24 条（存続条項）

利用契約が理由の如何を問わず終了した場合であっても、第 8 条（支払方法）、第 12 条（データの保護および保証）、第 16 条（責任）、第 17 条（秘密保持）、第 18 条（契約者情報の取り扱い）、第 19 条（免責）、第 20 条（監査権）、第 23 条（分離可能性）、第 25 条（準拠法）、第 26 条（協議解決の原則および管轄裁判所）、および本条の規定は、なおその効力を有するものとします。

第 25 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を準拠法とします。

第 26 条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. 本サービスに関連して契約者と弊社との間で問題が生じた場合には、契約者と弊社の間で誠意をもって協議するものとします。
2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条(トライアルサービスに関する特約)

1. 本サービスは 2027 年 2 月 26 日をもって終了します。なお、終了日を変更する場合、弊社は事前に通知します。
2. 本サービスの終了をもって、契約者ごとの利用環境も削除されるものとします。
3. 本サービスの有償版サービスが開始される場合であっても、契約者の環境等は引き継がれません。また、再申し込みの手続きや顧客精査の再実施等が行われる場合があることをあらかじめ了承するものとします。

附則

この規約は 2026 年 11 月 26 日から実施します。

（別紙）

・契約者は、本サービスについて、以下の内容を表明し保証します。

（1）　本サービスの利用用途は民生用であり、軍事目的や宇宙・人工衛星等の目的ではありません

（2）　本サービスを利用して、または成果物等を、ミサイルやロケットシステム、ドローン等の無人航空機の設計、開発、製造に使用したり、核・化学・生物兵器の設計、開発、製造を含む拡散活動において使用したりしません

（3）　米国の制裁対象者、禁輸国または準ずる国、以下に記載の国または地域、またはそれらの国の国民もしくは居住者や、米国商務省の取引禁止顧客リスト（Denied Persons List）やエンティティリスト（Entity List）、米国財務省の特別指定国民・凍結対象者リスト（SDN リスト）、米国国務省の取引停止者リスト（Debarred Parties List）に指定されている個人、法人、組織、その当事者、ならびにいずれかの規制対象者によって直接的または間接的に、単独または合算で 50%以上所有されている法人、組織、その他当事者に対して、本サービスを利用させず、これらの者のために本サービスを使用せず、また成果物等を提供しません